

軽自動車税（種別割）についてのお知らせ（必ずお読みください）

日頃から市税の申告等につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

軽自動車税（種別割）※は、毎年4月1日現在、軽自動車等（原動機付自転車、オートバイ、軽自動車、ミニカー、小型特殊自動車等。以下同じ。）を所有している方に1年分課税されます。年度の途中で廃車や名義変更をした場合でも、月割りでの課税や還付はされません。

納税通知書に記載してある納期限までに納付してください。

※ 令和元年10月1日から、軽自動車税に環境性能割が導入されたため、従来の軽自動車税の名称が「軽自動車税（種別割）」に変わりました。

1 軽自動車税（種別割）の手続きについて

- ① 軽自動車等を譲渡した場合は「名義変更」の手続きを、廃車した場合は「登録抹消（廃車）」の手続きをしてください。登録がそのままですと、軽自動車税（種別割）が引き続き課税されます。また、住所が変わった方も、車検証等に登録されている住所の変更手続きをしてください。
- ② 「名義変更」や「登録抹消（廃車）」、「住所変更」の手続きを、知人や業者等の第三者に依頼した場合は、必ず手続きが完了したかどうか確認してください。依頼を受けた方が手続きを行っていなかったり、手続きが遅れたりして4月1日に登録が継続している場合は、引き続き課税されますのでご注意ください。
- ③ 4月1日までに上記の手続きを完了したにも関わらず納税通知書が届いた場合は、手続時の税申告書が三鷹市に届いていない可能性があります。手続内容を証明できる書類（税申告書の控・車検証等）を三鷹市市民部市民税課税務管理係にお持ちください。

※ **盗難にあった場合、警察署に盗難届を提出しただけでは登録上は廃車になりませんので、必ず廃車申告の手続きをしてください。**

2 手続きの場所

車種により取扱窓口が異なりますので、下記取扱窓口にご相談ください。

車種	原動機付自転車（0.05L（0.6kW）以下～0.125L（1.0kW）以下） ミニカー・小型特殊自動車	軽二輪・二輪の小型自動車 （0.125L（1.0kW）を超えるもの）	軽三輪 軽四輪乗用 軽四輪貨物
取扱窓口	三鷹市市民部市民税課税務管理係 〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1 電話（直通）0422-29-9193 ■廃車手続きに必要なもの 1 廃棄・譲渡・転出した場合 標識（ナンバープレート）、標識交付証明書、本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参し、廃車申告書を提出してください。 2 盗難にあった場合 標識交付証明書、本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参し、廃車申告書を提出してください。申告書に盗難届の内容〔届出日、届出警察署名、受理番号等〕を記載する必要がありますので、事前に届出警察署にご確認ください。 ※ 代理の方が上記手続きをする場合は、代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証等）、所有者の住所・氏名の自署のある委任状もご持参ください。	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033 ■利用交通機関 ☞立川駅北口（12番）から立川バス立53系統「北町」行 多摩車検場下車 徒歩2分	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104 ■利用交通機関 ☞三鷹駅南口から 小田急バス鷹52系統「車返団地」行 「朝日町三丁目」行 「榊原記念病院」行 白糸台下車 徒歩3分 ☞調布駅北口／飛田給駅北口から 京王バス調33系統「多磨駅」行 警察学校東門下車 徒歩3分
	■業務受付時間：午前8：45～11：45 午後1：00～4：00 ■休業日：土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日		
ご不明な点は上記窓口にご確認ください。			

※ この通知は、令和6年4月1日現在の法令等を基に作成しています。今後の法令等の改正により変更される場合があります。

3 令和6年度の税率について

◆原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の税率表

区分		税率	区分	税率
原動機付 自転車	0.05L (0.6kW) 以下	年額 2,000 円	二輪の軽自動車	3,600 円
	特定原付 (0.6kW 以下)	2,000 円	小型特殊自動車	農耕用 2,400 円
	0.09L (0.8kW) 以下	2,000 円		その他 5,900 円
	0.125L (1.0kW) 以下	2,400 円	二輪の小型自動車	6,000 円
	ミニカー	3,700 円		

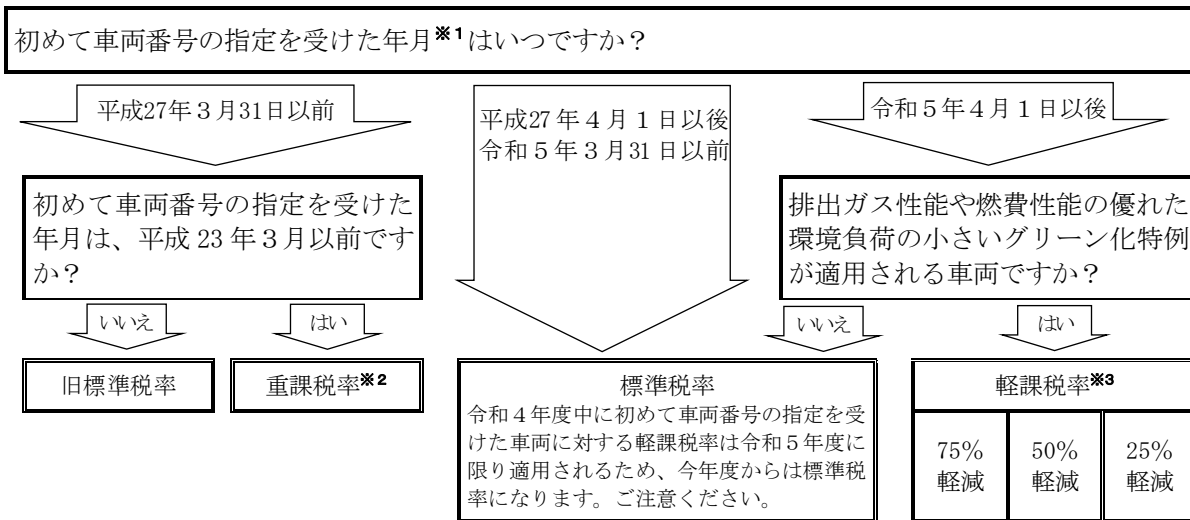
◆三輪以上の軽自動車の税率表

区分	税率			軽課税率			
	旧標準税率	標準税率	重課税率	標準税率の概ね 75%軽減 (ア)	標準税率の概ね 50%軽減 (イ)	標準税率の概ね 25%軽減 (ウ)	
軽自動車 三輪車	年額 3,100 円	年額 3,900 円	年額 4,600 円	年額 1,000 円	年額 2,000 円	年額 3,000 円	
四輪 以上	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円		
	貨物営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円		
	貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円		

◆ 三輪以上の軽自動車に適用される軽自動車税の税率について

三輪以上の軽自動車は、初めて車両番号の指定を受けた年月により、旧標準税率、標準税率、重課税率のいずれかの税率が適用されます。なお、排出ガス性能や燃費性能の優れた三輪以上の軽自動車のうち、初回車両番号指定日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までであるものは、令和6年度に限り、その性能に応じて軽減された軽課税率が適用されます。

令和6年度軽自動車税（種別割）の適用税率の確認フロー



※1 「初めて車両番号の指定を受けた年月」は、自動車検査証の初度検査年月に記載されています。

※2 「重課税率」は、初めて車両番号の指定を受けた年月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税（種別割）に適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は、旧標準税率が適用されます。

※3 「軽課税率」は、次の燃費基準の達成状況に応じた税率が適用されます。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(ア) 「標準税率の概ね75%軽減」が適用される軽自動車

電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両。）

(イ) 「標準税率の概ね50%軽減」が適用される軽自動車

乗用（営業用）：令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度基準達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減

(ウ) 「標準税率の概ね25%軽減」が適用される軽自動車

乗用（営業用）：令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度基準達成車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減

注：(イ)と(ウ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする車両に限ります。

4 軽自動車税（種別割）の減免申請について（申請期限にご注意ください）

次の表の要件に該当する軽自動車等は、軽自動車税（種別割）が減免される制度があります。

令和6年5月31日（金）までに申請をしてください。申請期限を過ぎると、今年度は減免を受け付けることができませんのでご注意ください。（申請は課税年度ごとにしていただく必要があります。）

また、一旦納めた税金の減免はできません。口座振替をしている車両に係る軽自動車税（種別割）の減免を申請する場合は、5月16日（木）までに口座振替解約の手続きをお願いします。

◆ 減免対象となる要件及び申請に必要なもの

	減免対象となる要件	申請に必要なもの	要件ごとにより申請に必要なもの
1	<p>次のa又はbに該当する車両。ただし、減免を受けられる車両は障がい者の方1人につき普通自動車も含めて1台に限られます。</p> <p>a 次の(1)～(3)に掲げる障がいの範囲に該当する身体障がい者や精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)が所有する車両</p> <p>(1) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳は、下記別表のとおり。</p> <p>(2) 愛の手帳は、1～3度(療育手帳は、愛の手帳の1～3度程度)</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳は、1級</p> <p>b 身体障がい者等と生計を同一にする方が所有する車両で、身体障がい者等本人が使用するもの、又は身体障がい者等と生計を同一にする方が身体障がい者等のために使用するもの(身体障がい者等が所有する車両で、常時介護する者が運転するものを含む。)</p>	<p>①減免申請書</p> <p>※三鷹市本庁舎2階②番窓口にて入手いただくか、三鷹市ホームページから印刷の上、ご利用ください。</p> <p>(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/000/000422.html)</p> <p>②納税通知書(未払いのもの)</p> <p>③車検証又は標識交付証明書</p> <p>④申請者(窓口に来られた方)の身分証明書(運転免許証など)</p> <p>⑤委任状(代理人の方が申請する場合のみ)</p> <p>このほか、右の要件ごとに必要なものもご用意ください。</p>	<p>⑥障がいの範囲を確認できる手帳</p> <p>⑦主たる運転者の運転免許証</p> <p>⑧納税義務者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど)</p> <p>⑨生計同一証明書(身体障がい者等と生計を同一にする方が、所有又は使用する車両の場合のみ)</p> <p>※三鷹市本庁舎1階⑤番窓口にてお求めください。</p>
2	生活保護法の規定による保護を受けている方が所有する車両	同上	<p>⑥納税義務者の運転免許証</p> <p>⑦納税義務者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど)</p>
3	公益のために直接専用する車両	同上	<p>⑥定款</p> <p>⑦運行日誌</p> <p>⑧対象となることを証明するもの</p>
4	その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである車両	同上	<p>⑥車両の構造がわかる写真</p>

(別表) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳 減免対象となる障がいの範囲

障がいの区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	障がいの区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	
視覚障がい	1級～3級 4級の1	特別項症～第4項症	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級	—
聴覚障がい	2級・3級	特別項症～第4項症	移動機能		1級～6級	—
平衡機能障がい	3級・5級	特別項症～第4項症	心臓機能障がい		1級・3級・4級	特別項症～第3項症
音声機能又は言語機能障がい(こう頭嚙出しに限る)	3級	特別項症～第2項症(こう頭嚙出しに限る)	じん臓機能障がい		1級・3級・4級	特別項症～第3項症
上肢不自由	1級・2級	特別項症～第3項症	呼吸器機能障がい		1級・3級・4級	特別項症～第3項症
下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級・3級・4級	特別項症～第3項症
体幹不自由	1級～3級 5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	小腸機能障がい		1級・3級・4級	特別項症～第3項症
			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級	—
			肝臓機能障がい		1級～4級	特別項症～第3項症

5 車検用納税証明書について

納税通知書右にある「納税証明書」は、継続検査(車検)で車検証の返付を受ける際に必要になりますので大切に保管してください。なお、ペイジー(ATM、パソコン、モバイル端末)または地方税共通納税システム(地方税統一QRコード対応金融機関窓口での納付を除く)で納付した場合、納税証明書に取扱印が押印されません。このため、車検がある車両の軽自動車税(種別割)を納付した場合、納税課から軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)を後日送付します。

6 問合せ先

◆課税・減免その他の手続きについて


三鷹市市民部市民税課税務管理係 三鷹市役所本庁舎2階②番窓口
TEL(直通)0422-29-9193

◆納税・納税証明書について

三鷹市市民部納税課納税管理係 三鷹市役所本庁舎2階④番窓口
TEL(直通)0422-29-9211・9218

《クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能です》

「地方税お支払サイト」

 マークの付いた納付書で「地方税お支払サイト」や各種スマートフォン決済アプリを利用した軽自動車税の納付ができます。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

詳しくは、「地方税お支払サイト」(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

・地方税お支払サイトでの納付

納付書に印字されたQRコードを「地方税お支払サイト」で読み込むことで、クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付^(※)等をご利用できます。

※ダイレクト納付は、事前にeLTA(地方税ポータルシステム)の利用者登録と口座情報登録が必要です。

・各種スマートフォン決済アプリでの納付

納付書に印字されたQRコードを直接読み取って納付してください。

・金融機関窓口でのお支払

全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口でも納付ができます。